寛永諸家譜

清和源氏丁九冊之内

頼光流

23

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (23)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

池田

寛永諸家系圖傳

清和源氏　丁一

頼光流

池田

家傳ハ頼光五代流口奉改
を池田右馬允こ号を受桜別の
伯人池田九郎義俊河内判官
楠正行が老臣の子を剛る
池田十郎義正こ号を授り兵庫

浅草文庫

助となる將軍義詮義滿の時武
勇の名をあらはしたる子を池田こ
いひけるが子を池田ちとふそれ
より代〻池田と稱し掃部頭者
位を
輝政こときに松平氏をたまはる但
備中守長吉なりしより子孫
かゝるをいつゝあらず

恒利

紀伊守　生國掃部
弟松院義晴より吉ムいつゝ恒利
髮〻て宗信こと号し尾州ようつ
て江戸池田氏の娘をめとる信也の室
母こと也なり法別永良の庄を給て
粮池院こ号す

恒興

勝三郎　紀伊守　信輝とのゝ
刺髮して勝入と号す　生國尾州
信長の乳母子なりしかば後号信
秀に仕へて星崎を領する時高名
抜人すぐれしかるが故に信の
字をしるしまゝして信輝と号し後
池田武蔵守信利を誅するときその
こゝろをうけたまはり武士三人時実
をうけそゆへ信利のがれんかせ
を信輝廊下にくゝりつけさりする
所きふせて首をそれより國中
平安なり
弘治元年四月清洲の城を織田義五
郎命に志ありし時信長勝入
おのゝ合戦をこの時信輝一番
小頭をとる
永禄元年七月信長岩倉を浮船に
おのゝ合戦の時信輝大に軍功

所り
信七飯尾と名乗へ〻〻きの時先
方の軍勢敗北せしを信輝敗軍乃
勢をあつめ軍を合て攻る
同三年五月信七今川義元と合戦の時
信輝が謀りて大に勝利をゆる
同五年五月信七親族兵部と流刑ゑ
為ゑりたるゝ時先方敗軍を信輝
をお歌の大将猶家又右衛門り
ゝ
ゝりあひ力戦して敵を
ゝりあれといてゝも信七猶家を
討とりて大利を得たり
天正八年本願寺の僧大坂の城り
こりて信七の命にたゝかひて
見事なりより信七無をつゝりく
数年あまをせめ〻〻むゝ又蒸木掃部
守村重信七りそむき村重が一
族志摩守光熊の城り猶ごり

雑賀の賊徒范徳の加勢をなす徒輝これをせめんとて兵庫尼崎の
方塚へ發向し子の之助輝政と
ともに見をせめ〳〵三面の塚をお
らして拵列をなす徒輝ハ大坂小
石川之助ハ伊丹より石川輝政ハ
尼崎より石をせめ時伝也ら威仗をた
まうもうもうきりいたり〳〵
武士高名越度〳〵事

拵列大坂本願寺攻の時徒久間
右衛門徒対陣する事数年の間
歌塚中ちかて戦ふくい〳〵ども
いまだ歌一人をも討とらず原田徒
中守兵をりかゝれをもひ
歌と大ら戦くれ〳〵討るとい
へども歌なをおごりくおほり
せめ来ゆえ徒中守徒かゝり討死
を右衛門徒ち歌と一味たる又徒

伊也にうみをふくむうれふら
て伊久君を遣ハ―年
池田紀伊守父子三人指列なるべ
四郎兵衛の名ありれわく合戦の別
志ゞ〳〵も手陣をふまず敵せ
きうれば二世紀我ひいまぐうく
加勢の兵をうふ事なくして高名
をかゝぐれわ〳〵手負を出り
疵を手次男右衛門年ゞに十六

歌陣りへ〳〵大に武勇をふるふ
まこうに池田紀伊守が血筋
なり伊也が眼力にうひて手負
ひなれば度花熊の塚をせめ
事ハ池田が力なり伊也伊久君が
こゝにうれ〳〵面目を失とゝ
池田父子三人のうゝきにたゞ
て舎弟の船をすくうを名誉山
うもこう

池田勝九郎為年より歌をあつて
一見も通ずべく度々の高名あるに
池水の流をくむものなり信長婿
子伝忠次男伝孝三男伝雄なり
池水の名庶を常にいひふくむ
それ庶は一色を打しそて主君を
うしなふ弓取なれば名を打みを
打そて主いのちをうんぬ身は
一代なり名を末代なりうしく

池田をいく的遺こすべしこの切を
執ぜん為打別一國の内信而
如後而金にまかすべし
感状とこれ

天正八年八月十八日　信長判

池田紀伊守殿

天正十年六月二日明智日向守光秀
信長を弑せしふるわ秀吉明智をうた
ため備中の陣をさしをき上洛のた
め兵庫小名津にたまふ時ハ信輝
兵庫ふく秀吉ハ逆徒逆対の
ことをを相とゝ駿河ハ秀吉
の養子秀次を信輝が聟ゝ信輝が
次男輝政を秀吉の娘子とをなゝ
ゝこちぎりて秀吉信輝ことり

利髮ゝ先信長のふゝひ合戦りと
もゝゝとゝく山崎ゝたゝふ所ハ
高山右近中川瀬兵衛清秀川尾ハ
勝入なり清秀先山ゝのぶりて明智
が先手松田こたゝ川く信利を明
智明智が兵秋筑間義助等町衆
すゝみきゝる高山右近等いでたゝふ
丹勝入川尾ゝ横ゝこれをゝ筑間義助敗

軍す勝入ゟのわてこれをを
ゟ〻して明智佐ゟ敗走仕也
はゝ子おゝ用こいへゝ嫡子なし柴田勝
家秀吉丹羽も秀吉ゟ〻びゝ勝入
四人の宿老天下の政道をそゝ〻
伝悪のゝを立忠こゝて國郡を糾ら
ゝ且うちかゝふ中国勝入摂州を
あゝため流刑を仰じ大垣小屋をと之
助ハ波阜ゝ行ゝ輝政ハ池尾ゝ行て

同十二年秀吉伝聞こゝ和ゝなりて
勝入秀吉ゝ属し大山の城をせめ
こゝ三月秀吉尾州ゝ入たまふ
東照大将現伝聞をすゝたまひて尾
州ゝを發ゝ四月八日秀吉ゝ〻び
ゝ勝入森武蔵守也一城秀政右弦
すゝ九日の夕岩淵の城をせめおゝ
午の刻也久手ゝおゝ大合戦お
ゝ勝入うち死す時ゝ四十九歳

後國院ニ号ス

之助

勝九郎　紀伊寺

母ハ蓮庵英俊ガむすめ

紀伊の城ハ大ヨ我切ノ

為城の城ハ伊賀ノ威伝ノ

の馬を治る伊丹の城ハ摂津ノ

摂津ノ国ハ久ヨ合

我の時父ニ同じく討死す時ヨ兵六歳

由之

出羽寺　母ハ秋葉山城寺ガ女孫

利隆ガ家臣

由成

出羽寺　母ハ蜂須賀蓬庵女

光政ガ家臣

元信

英雄寺　母ハ堀川仰春女

光政が家臣

信成

英雄寺　光政が家臣

輝政

童名ハ古新　三九清つ　尾刑清須

の城ゝくせる　母ハ之助ゝ同

天正八年拵別　花熊の城をせもる時

合戦数度ゝおひて歌城ゝ働き

ゝ輝政十六歳横合ゝかけて迫

ゝ歌をうちとる　伝七うの武勇

を感悦ゝたまひて名をたまふ

同十二年勝入こ尾刑ゝ名張を

同十三年大垣をあらゝ波阜の城

を作る

同年八月秀吉佐々内蔵助成政を退
罰の時輝政こと也りしとぞ
秀吉紀州の賊徒を退治の時輝政
さゝぐひゆきくゝ太田の城をあせあ
りする時輝政一方をうこむ
同十五年秀吉薩摩津退治のあ無業
り下向の時輝政さゝぐひおりしく
此陣の後秀吉の伯りうち池田を
あゝため北条氏こなる

同十六年秀吉聚楽の亭に行幸ま
時り輝政参内の供をたまりう侍
従ゝ侍ゝ従者の供をと
同十八年秀吉小条氏攻を退治のた
め小田原の城をせむる時輝政攻下川
表をうこむ時り秀吉りうつひを
たまりう勇功を感じたまふ七月小田
原落城の後秀吉奥州よりおりむき給
ひり陣す輝政先陣として奥郡を

たいこぐ九月秀吉上洛の時波阜を
あるしあ三列吉田をたまりる又至京の
糧米こうして勝列小栗栖の戸を行る
此冬奥列うゝ一揆蜂起を蒲生氏
仁をもゝりんがしあり輝政又奥列り
下向を
同十九年猴米りおゝ輝政亨人秀
吉入洛の時乞てゝ九州出馬を行る
又秀次より業師吉の肩衝を行る

又孫三年秀吉の伯父りて輝政
大指現の聟となる
文七三年八月十八日秀吉他界の時
遺物として吉光の脇指を行る
同四年
大指現奥列京勝良治り輝政同子
新発利隆光陣こりて宇治交り
法ゝ
大指現ハ小山り陣をとりたまふ時小

石田三成謀反のつげなり急ぎ
大御所秀忠大将をもつかめ軍評定あり
て先奥州を討上方小倉を發
す輝政ひとり福島左衛門大夫
正則を先陣に井伊兵部少輔
政直多中書忠勝を後大将の目付に
す日を急ぐ〳〵せめのぼり後河を江
三河尾張四ケ国の人質を石田北城
へあつけ出いうきを發北不
村越茂助江戸より市書をもちて
せきぶること〳〵
去る九日板部屋茂助村越茂助
戸塚御浜合しるる可殺給越出
るる紙志池沙弥〳〵て出四あと
秀細川忠興江戸に滞〳〵
八月十三日
家康御判

吉田侍従殿
池田侍中将殿
九鬼長門守殿

八月廿二日輝政等美濃尾張の境に
つきて流るゝ大河をわたらんとすべき評
定あり正則ならびに西國勢ハ
萩原をわたらすべし輝政ハ新加納
川をわたらすべしと評議相さだまり

各よこ道の路もふかきに浅野
幸長も輝政と同じく川をわたり
岐阜の兵三千余騎新加納村にお
むかひきたるをふせぎ輝政が兵七
千余騎ゑ川だゑをなしくゝ川を
わたし敵陣を追ふ川事二里計
七百余の首をうちとり仗をつかりして
江戸より注進を晩んとりおよびく明
日岐阜をせめおとすべきの評定を

なを所より正則と日々を勤仕て
ゐることをいりて明るハ正則一人にて
大炊助をせもゐ[illegible]とゝいふ者の者
城より同じく廿三日のあつく輝政正
則より記らて永良河より[illegible]河
正則いよ〳〵いきごりて一番に城
をせめおとさんとて七曲にせ先た
ふ[illegible]石より輝政[illegible]の[illegible]せ先
のゐりを城につまく[illegible]を立

御[illegible]織田の秀信か面謁計ゆ
ふせく事あるとゝずして正事城ふ
法大拍秀信か心ざしをかなひ一命
をたもつ事ハ光の[illegible]より波皐為
城の仮正則波皐の孫をうけるゐ
といふ輝政がいとく城をのゝりの輝
政ゝさきゝ[illegible]りの形と者の
てゝひ孫所正則か歌所いよ
く[illegible]まゝれハ西を[illegible]り輝政ゝ

それ名ハ大歌前より始りこれの
はなしをやめたまひて堪忍せ給
べしと輝政出張者のちなる迄
り友人より申せ四月より始をけ
らしむべしと江戸より沼を以附
り

大権現より去度の手柄を感じを
まひ御書三通をたまるるもうけ
しにいたる

玄廿二日より出沼を仕今廿六年
刻来品川表相抱ト変
京及一戦数子人殺討捕波阜に
ら逗付し地蔵仏地蔵尼仏彫
名ら知候出刻出右左右衛入ハ
後ろ

八月廿六日　家康御判

右田伯耆
波阜ら後ろ沼ら沼外変御手柄

何度書中紙ニ申遣候中納言殿
中山殿可押上申ニ付以我方之注
進ニ押可申ニ付以無余振内働者一
以家方父子内結定以ニ申渡ス

八月廿七日　家康御判

右田結信定

進ニ加藤源左衛門ニ申候今日朝日ニ
神奈川ニ而馬ニ中納云使ニ攻ニ遣
其節ニ相井内陣所ニ申候今之ニ内

子内結付ニ而我方ニ父
家ニ結奥ニ而細ニ申ニ

九月朝日　家康御判

清沢結信定
右田結信定

先ニ申遣ニ陣ニ大垣
の城を志む
九月十七日

大坂表赤坂表山ヲ為御守ヲ流将
をめして軍評ヲくわり四日合戦を
とげられ勝利ヲ得ましを
利当ガ共南天山ヲ陣をとりて間
通ヲとりいそぐもの紀輝政ハ
いくさを紀輝政ハ南天の陣のおさえ
ヲ固めと輝政申上ハ秋ごろハ石
田字田治津ヲひしてはたらん
と志ゆくのそこなれども

大坂表の仕ヲ終後陣ヲ引げて命
ヲ志ゆくのそこなれども輝政
内清申ま
十五日実ケ原ヲ大合戦ヲ行て勝
利を得ましを南天の兵も退散
て天下一統となる
同年十月軍功ヲ吉田を
あらあ情度をくまい
同六年正月大坂ヲおゆく発輝房

働を申候事

同二月

白徳院殿輝政が亭へ渡御のこゝ右の
こゝつゝまりて御茶をそなへつゝ
御奇特御子木沢紙を

同八年

大指規征夷大将軍に任ぜらるゝ西丸の
時輝政が将ゝ昇進をして
京輿の屋敷を

同年四月彼前の国を子長忠継ゝ
たまつゝ沢孔のこゝ江戸ゝ
白徳院殿内感ゝ
忠世を上使ゝて立府中の粮米を
こゝ輝政を招きこゝ
こゝ殿中ゝ
及て出勝拍手
二疋を申候事風風雷電洪濤青
名代こゝ上大久保加賀守忠常安房

剃馬寺住侍と相そゝれ箱根まゐ
をゝせたまふ
同九年伏見におゐて輝政が亭へ
大猷院殿御あつて時代川出相教百疋
被仰付同家臣に黄金二千両を
たまはりて出羽守
同十年五月
台徳院殿御ありて茶の會をまう
所御御方ゟ被仰付同
家臣に黄金呉服をたまふ
同十一年正月江戸に参勤して石垣
をきづく時に
大猷院
台徳院殿ゟいろゝ被仰付こと
武蔵野の鷹狩
出雲と沖縄を
同六月功山の時御陣相
名馬代ゟ沖縄

同十二年後府の堀をきづく
同年七月三日宣旨なりて御分
れ馬をもつぐ法傳奏ハ廣橋大納言
勧修寺中納言なり立入河内守使
節なりて情別なりトかーー宣旨を
法ゝ
同十四年丹波篠山の石垣をきづく
同年西國の安宅船禁制なりかく
ゝ輝政一人大安宅をたまふ
紀伊国と号す
同十五年二月後府ゝ
大坂現へ渡りる時三男忠雄を淡
路の國ゝ遣ハ
上ゝをうつ山いまゝにおよび
て山馬れ奮を取仕
同年の夏法大石と同ゝく名古屋
の石垣をきづく
同十六年禁中の石垣をきづく

同十七年四月輝政所労あるよりは
戸後府より出役をもつてこれを病を
もつて出勤あり又牧野伊勢守成
重移敵兵庫助を看病のあに付き
もつて病氣ゆ復を八月後府よりは
出役をもつて紙を上役として
時々出多之壁例の毒を拵
こと者をこしたまふ壁日例の毒を拵
てこれ見つてこれを取り出盃をもつてこれ
又敵中ふく寨をもあはせよいもく

江戸より呼寄の時御薬の舎をもよ
同さ者一ニ
同二十二日江戸にいる時より上役
にて土井大炊頭利勝きこふ孫ふ
壁日例の毒を拵をさげ出見くて
もつて敵中ふく寨をたまふ時
蜂屋の刀名馬二疋をたまる南部
思蔵元と号をおはせいもく長議
ふ役せ〳〵所〳〵にて杉平氏をたまる

同日右田織戸を市役にして七市前の
釜をたまはる
同月廿七日江戸をたちて九月三日
後府に着し翌日の勅使紡糸のごと
大指現市藥の舍あり相伴い山名禪高
薮雲和泉守高虎なり虎雲九月雲
蹟をひらる市藥ゑ右の市墨蹟
を拝領を又市書院に狩野おのゝ狩
京の刀なゝびに市馬御書をたまれ

拝別ゆゝ書場をゆるさる
同月十七日上洛いゝ明日十八日參
内を来議の拝礼ふりてなり
同十八年正月廿五日輝政病にて
て情別拝謁の儀ふゝ逝去を時に
五十歳國清院こと号を以前後府江
戸より使節をゝぐされ香奠銀各
数百枚をゝまる

長吉

藤三郎　後中寿　尾州犬山にて生る
母八輝政の同じ
天正九年十二歳の時大坂にあり
秀吉の養子こなり羽柴氏なりしが
沢潟の紋の旗立をたまはる
同十二年七月一戦の時疵をうけ
ふるゆへ伯耆へ先立て退く
同十三年十六歳にて伯中寿
伯耆
同年聚示りおのく秀吉長吉が
亨へ渡御あり
同十五年薩摩陣の供奉
同十六年小田原陣の供奉
同十九年朝鮮へ出陣の時肥前の
國名護屋にて立陣の時秀吉を
もてなす
文禄元年肥前の芦屋にて朝鮮

渡海の舟事ゆゑなる時大般若経
の名馬をとゝのへまゐらする
同三年大佛殿造営の事ゆゑなる
愛宕三年秀吉他界の時老拙を
たまゝ
同五年
大権現奥州京勝山退治の仕事い
とゝまる関が原の陣の時八月
廿二日輝政ご同じく彩加納を渡
波阜の兵を近ちゝ自分飯沼小勘
平を討揚翌日波阜の城を業嶺を
れゝ
大権現より御感の御書を給るそのう
ちにいゝく
於今度表家光を別而被
入精自分高名是波阜表
宗嶺後新書中戸部中納言光
中山左衛門上ゝ也戸付ひ我等

者江戸江召馬一疋江添之被仰付
内儀ゟ使ゟ渡ス

八月廿七日　家康御判
池田信中寺殿

同年九月江州
石家同伊賀寺城をひらく一命
をうけたまはる敵の張本たるゆへ
中江すかのゝ切腹せしむ重に
ゟりて光秀が金銀財宝を給ふ

同年十一月国情の國名所の城を破
同八年伏見の城内普請をはたす
同十一年江戸の御普請をいとな
ひ彼前之郭国京の御脇指并よ
内馬を指上ル
同十二年後河の石垣をきづく
同十三年禁中の築地石垣をきづく
同十四年丹波篠山の石垣をきづく
同十五年丹波亀山の普請をはたす

同十九年江戸御普請をつとむ
同年九月廿四日江戸にて病死時に
四十五歳

長政
河内守　母ハ上杉同じ
輝政が養子

長明

河内守　母ハ加藤九馬助女
光政が養子

女子
森武蔵守妻

女子
長沢の室

女子

山崎九郎兵衛が妻

女子

濃野紀伊守室

長輩

次長清　佐中守　摂州大坂ゟ遠せ

ゟ長元年九月にくらしめそ

大指現

石清水院殿（御月尺）村ゟ新放立ル御

脇指をたまはる

同十九年家督をゆ（ず）ル国情ゟ元

の城を作ぶ（ば）ゟ大坂陣の時天満

口をせめうつ

元和元年大坂乱の時戦功利

隆ゟ屋ゟ天満口ゟおゆて三

十余の首をとる

同年江戸江下に叙し伯耆守
仰ぐ
同三年国分をつかさあ伯耆の國
松山の城を仰ぐ
同五年御馬を献ず
同年福島正則制法をうむ
よりて改易せらる所以伯耆の
三ヶの城を上表
同六年大坂普請をたしむ

寛永元年大坂普請をたしむ
同九年
石清水殿御累の時御造営を奉
同年四月七日江戸おいて卒
四十六歳

七男
自水正
輝政が家臣

長政

下総守　利隆が家臣

長泰

下総守　光政が家臣

長頼

助三郎　老侍守　甘國情別

長政六年より御幕下り
御法度
寛永四年老侍守より御
同九年四月六日死

長忠

権平

長氏

指太夫

長治

九門　帯刀　生國山城

寛永十二年五月朱印をたまはり江戸

ゟ下向ス

元和三年十四歳より

将軍家御目ニ掛り御供ス

同八年

将軍家上洛の時江戸ゟ下り叙し

帯刀と号ス　このたび　御番頭の役

ヲ

同年来地ニ帰ル

寛永三年加増を被仰付

同四年

将軍家ゟ番頭の役を

同十一年御書院ゟ書の以を被仰付

同年
為軍家御参詣の供奉
同十二年御加護の宗地を拝領

長常
童名猿　出雲守　関列為成
母八森英俊むすめ
寿永十九年大坂城の陣の時六家
にて

右城攻防（御見方城の陣に付
大将現（まみゆ
元和元年七家にて活立位下に叙
（出雲守に任ず
同二年五月
将軍家より市ヶ谷合梨杉の御
甲を拝領す
同三年弓なび立剣を
たまはる

寛永九年家督をつぎ伯耆国松
山の城を作ず
同十年出雲の国立堀尾山城守忠
晴卒するゆゑ同年の冬より翌年
の八月まで伯耆国より立番を
同十三年江戸御普請をはたす
同十五年備中国成羽より立番
て五月より翌年八月まで居る
同十八年江戸紀藩山西丸の石垣を
川き市谷の普請をつとむ

忠信

九郎兵衛　修理　備中松山にて逝去
寛永十五年幕下に召仕る
同十七年三月御書院番となる

女子

水野紀伊守妻

女子
森内記が妻

女子
堀七郎五郎が妻

長重
渦千代　長常が家臣

長釈
長昭　長常が家臣

女子

女子

女子

利隆

新発　右清門猶　七國治別波阜
毋八中川瀬兵衛清秀がむすめ

慶長五年

大授現ゆ志くびそまりて奥州文
を敗しゝ志ゆ関が原山陣の先を
こなりて英濃國ゆく川をこゝ文ふ
志くびゆく功あり波阜の城

をせめゝく首数百をうとる奥り
輝政が濃の中ゆ志るせり

同八年丹忠継彼お國を伐を紛が
なるふゝり利隆こ也ふりて國の
まりことをとりおこなふ

同十年

右徳院殿御上洛の時伯洛ゆ叙し
右清門猶りゝ付ぞ時ゝ負ふの賜
物を拝領を

同年

白滝院殿柳原式部大輔康政女を御
養子となされ利隆に嫁せしめた
まふ青山播磨守忠成奥をこの役や
なり去年大炊助利勝奥掃の役を
はたす時に
白滝院殿より青山の御勝手又字
の御脇指なしびに御馬二疋利隆に
たまふ

同十二年江戸へ来勤の時
白滝院殿より拝年の姓をたまはり武
義寺に兼行を付に光のたか
末国光の刀九安吉の脇指をたまふ
此内の刀御奪れ馬二疋脇子は脇を
拝領せし時酒倉一見のあり精
殿兵庫助を案内者にてねそへら
ふ事より後府にいくりて
大指現へまみえて御馬は奪を拝領を

同十三年江戸へ参勤いたし次の別
白浦院より行光の脇指を拝領を
同十四年母別篠山の菩提をつとむ
同年新左衛門延年ゟ
白浦院殿ゟ遺ときこしめされて上使
にて牧野左京亮様御使
ひ之拾銀子等を拝領一ツ上
彼中の間ゟ不残ゟ右を新左衛
門ゟ頂たまゟ

同十五年尾別那右尾の菩提を勅
同十八年利隆江戸小石川輝政
病おこるのゟをきれ脇をたまり
内国す時ゟ右器たを拝領脇光の
刀を拝領を正月廿五日輝政備別姫
誘ゟおかく逝去
利隆家督をつぎ備前の国を治ら
見ふり江戸後府ゟいらりて
礼をなを

石淵院殿より志津の力をたまり
大将頭られ馬をくまを所
同十九年江戸城に菅清をつもむ
同年の冬大坂に陣の時尼崎より
張一秋濃の川を渡り敵数十人
を討捕られり中津川を渡り天
満口より攻みかくせめ寄むを後
大坂を事と形り二条の古城にて
大将頭

石淵院殿へ御軍勢をなぐさめ
らるる張子三千数をたまる所
元和元年大坂再乱の時利隆大坂色
々お張一大和田数百家を焼りし
落城の日敵数千を討ひその頸を献
同二年利隆江戸におゆく病よりて所
ゆへにいとまをたまりてよ海を着病
のゝめ数度侍医を付られ六月十二日
卒去時に三十三歳奥國院と号を

此時江戸より書翰を以て牧百姓を
たまはる

忠継

薄松　左衛門督　城刑伏見にて生る
母八

大樹現のれむ事あ
慶長八年正月織部の宮をたまふる時よ
り茶伏見の城にわかれを

大樹現より吉光の短脇指をたまはり
お用せらるべ八法子に准せらるべ
台徳院殿より法眼脇指をくだされ
同十三年十月の時
台徳院殿出羽守えぶし松平氏を
たまはり三郎と名づけ従四位下に
叙し侍従に任ぜ也法津の忠の
字をくだされ正宗の御脇指を賜
して功をし

同十八年情別完栗伝用赤穂三郡を
もつて彼前の國りくつふ
同年八月江戸幕府りいりて礼
を受け
石淀院殿ゟ市頭地なしじり市馬御
書を給ふ
同十九年江戸市城の石垣をきづく
同年の冬大坂市陣此時十月廿日
六業そ出張し十一月七日揚別大和

四門り陣をやらりりをとり敵を
起らり二条の市城へ迫寄て
大将現市感なくめなしず此品を数あり
て信長り陣をとりたまふ忠徳ちん
ぐ今橋をせむ城中ゟ鉄炮をかる
事雨のごと
石淀院殿ゟ忠をきこしめして鉄の楯
をたまふ家すかりの楯を揚のう人
りたくなりべく大筒をもち掛り

城中ふせぎ城ありて
橋を焼おとす

大隅殿

白浦院殿忠継の忠功を感ぜらる
文和元年二月備前より俄に
病をうけ廿三日卒す十七歳
龍峯寺に号す江戸後府より使節
ありて香奠をとゝらる

忠雄

勝五郎　新沢郎　惜別服部氏
母八上より同
寿七十三年七条
白浦院殿の出家ゝ元服の時杉平氏
をゝまより新沢郎と名づけ文内
少輔より仕へ出勝相御馬を給
同十五年淡路の國を拝領を賜
条ゝ四月より拝礼のゝあ江戸

後府より
大将現られ勝栄を和泉
石清水院殿られ勝栄馬を和泉を
同十九年大坂乱の時陣を今ゟ
ゟて見をゝこむ又兵衛をゝ淀
ゟ伝ゟ博多川が淵をおゝ坂地
の大将平子豆腐出くたゝふ忠雄
が長横川次左衛平子をうちゝゟ又
美濃玄番高松をゝゟて博多川が淵

ゟ出る此二人ゟ御威光をしまゟ
元和元年大坂乱の時御陣を
同年七月忠雄子なきふゟ彼前の
由を和泉ゟ此和泉のため江戸後
府ゟゆきゝ番所を被ゟ
同二年正月伺ゟ御由の別
一此勝栄御馬に乗を和泉を
同三年二月江戸ゟ参勤
同年七月

台徳院殿御上洛の時忠雄山城守伺
候ル

同五年四月
台徳院殿御上洛ときに福島正則酒
法をうむくふらり國をあけらる
り乱をおこすべきとて西の
諸大将をゝびて忠雄指図をうけ
たまはり廣島にを發すべきれも
正則西寺ゆへ家臣にてふせぐたる

りおよびてこれをふせぐ諸大將を
ゝびて忠雄引退きこれより上洛
て忠雄又山城守伺候ル
同六年大坂城の石垣を作り附ける
り大石を引のぶる
同七年三月江戸ふく福島正則が屋敷
なびて銀子拾枚御服を拝領
城内の時縄目寺家の刀なびて
市場御寄をなる

同九年
将軍家御上洛ありて将軍宣下の御
参内の時京興庵泊る
寛永元年大坂城の門の石垣を築
一の大石ありたるを召よこせと召也
同三年
名護院殿
将軍家御上洛ありて九月
将軍家二條の城へ御参をなしたまふ
時忠雄参議にて御供せられ駿馬ども
庵泊る
同五年大坂天王寺口の石垣を築
ぎ
同八年七月京都卒して子なき
ゆへ改綱が紙地赤穂の邦を忠雄に
下さる志摩守輝浄輝興が紙地
すなきゆへ二人の弟なれども
吉上一ケ所

石淵院殿 ゑ孝女を出家ありて忠雄が
尸もゝ[illegible]
同九年正月
石淵院殿薨御の時出世地[illegible]て南
庶の御影指なしゝ[illegible]子女千
数[illegible]
同年四月三日忠雄逝去す時三
十一歳清恭院こゝ号を望日間年濃
波守忠勝上使[illegible]て香奠銀五
百枚をゝくもらる分

輝澄

松長 石見守 生母情刑姫路
母八上[illegible]同
情刑のうち完栗伝用友郷を領
し石見守[illegible]
元和三年淀四位下[illegible]叙
寛永三年伯[illegible]

大坂江戸の御著清四度ふれを
出ス

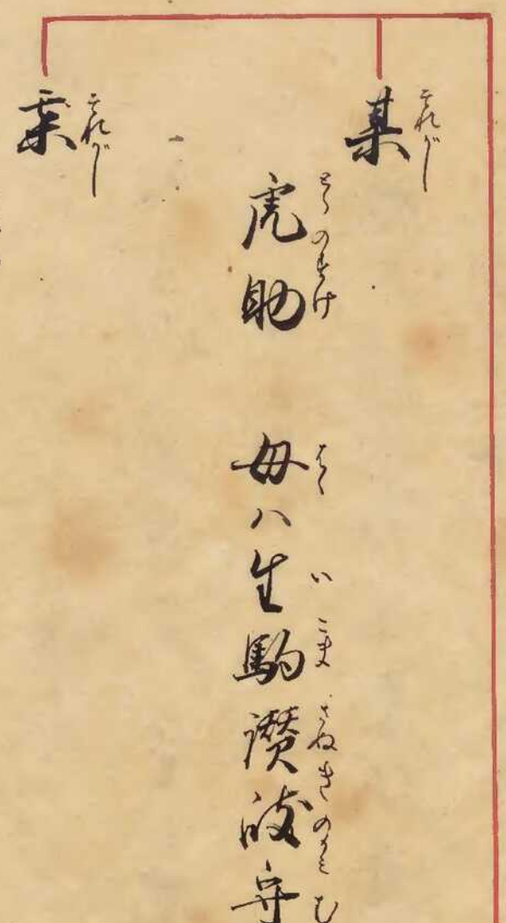

政綱

宗松　右亲方史　甘國同方
母八ヒ同
七歳の時
大猷院へ御目見ヒ時ハ彩薮大國光九
内脇指をたまハる
元和元年六月惜別のうち赤穂の
郷を作る
同九年右亲方史ハ

寛永三年江戸江下り勤を
大坂市蔵之度こと〻を伺ふ
同四年八月卒去　子有

輝典

右七郎　右左大史　生母同家
母ハ上杉氏
寛永十九年四月の時りしめて
江戸より伺候を

右徳院殿より廣光の脇指を拝領
将軍家より右小うちひとたまを給ふ
元和元年六月備前のうち伯耆
郡を拝領　大坂市度の市蔵を
伺ふ
寛永三年八月右左大史より伺候
同八年備前のうち赤穂の郡を
拝領
同十一年七月江戸下り勤を

同十三年江戸の御落胤と称む

女子

五郎八　母八黒田筑前守長政女

女子

京極丹後守高廣が妻

女子

大炊頭の御妻子

伊達澄興寄忠宗家

政宮

加賀守　光政家臣

亟長

佐渡守　同家臣

利政

摂津守　光政家臣

政信

伊豫守　同家臣

光仲

勝之助　相模守

寛永七年六月十八日武州江戸にて
逝せ　母い蜂次賀の波守忠隆女
忠雄逝去　―て後光仲家督をつぐ
同九年六月備前の國をかへた光仲
備伯耆守忠[illegible]に家
同十一年四月五家[illegible]その時

将軍家ゟ之ぎぬしまをとゞこれ
れ候様ゟ被仰付候ゟ長服之事なゝ
之格をたまはる分
同十三年江戸の内番詰をはゞし
同十五年十二月ゟ家ゟ之服の時
れ偉の光の字をたまはり相換申ス
仍せゝ也左文字の内脇指を相伝
同十八年れいとをたまはりて初て
入國ゟ

仲政

勝之助　母ハ上にわかる

光政

新太郎　伯耆山の城ゟ池田内
右衛門殿ゟ牧野をゝ寺長山ゟ
青江の刀伝國の脇指をしまゝ分
母ハ

台徳院殿のれ御ゑ[illegible]ハ林氏武ア
ゝ補廉政がむとゝあ
寄七十六年三家ゝてゞ江戸ゟ
下向ゝ武法の書物をさげて拝礼を
申ス
台徳院殿ゟ来國俊の脇指を拝領
同十八年又家の時
大猷院ゟ新刀の内脇指を拝
元和二年利隆卒ゝ江戸へ被
為ゝ登日酒井雅楽頭忠世土井大炊
利勝ゝ上使ゝてゝけふき
上意ゝて家督をつぎ備前國を
たまふ
同三年
台徳院殿ゟ上洛の時光政ハ江戸ゝ
立行ゝ備前ゝ帰ゝ同情伯耆
安國ゝ
同四年二月ゟいとまをたまハり初

て入内の時
右法院殿より國俊の内刀をたまひ
内馬をたまはる事
同八年
右法院殿内上洛ありて光政京都より
伺候せ時元文字の刀を給
同六年大坂内普請をはしむ
同年江戸より家勅一型年内國の時
元文字の刀を相伝せ

同九年
將軍家内上洛ありて將軍宣下の内
家内の時光政伺候ありて御家
興廃ある時ハ津の光の字を給
也絶の刀を相伝せ
寛永元年大坂内普請をはしむ
同二年
右法院殿
將軍家内上洛ありて九月六日二条の

此御へ門番の時分將ゝ付せられ為
馬ゝて鹿沼を
同五年
右德院殿の御孫女を嫁せ申あたまし
此娘ゝ同じきゝのおはせゝく
江戸の此刀志津の此脇指を拵ゆ
此時
將軍家ゝり寺家の此刀をくだゝる
同年大坂の此番衆を仕ゝむ

同六年
右德院殿ゝり業師寺の肩衝を拵ゆ
同九年正月
右德院殿御地蔵の時此老相ゝく
銀子五千枚たまゝる同母紙福正院へ
金子百枚銀子千枚たまゝる同籠中
へ金子千枚くまゝる
同年四月伯耆の国忠雄薨ゝ光政
同情伯耆を所ゝたゝ伯耆の国并に

伯耆牧郡を領ぜ入おりおくじて
将軍家より國次の御刀を拝領を
同十年江戸より京勅をゝ月
将軍家　天号院殿へ渡御の時光政同
作を以時則定の御刀を拝領を
同十一年
将軍家より上洛の時光政京紙より同作を
同十三年江戸御普請をつとむる時
長光の古刀を拝領を

同十六年江戸より京勅して伯耆の別
紙子長服良馬をくまくる
同十九年五月廿一日
竹千代君をゝ三丸　天号院殿へ渡御
の時光政より御意をくされ寺家の
刀を作拝を
同廿日御いとまをたまりて伯耆の時
将軍家より拾紙子御馬を拝領
竹千代君より御給を拝領を

恒元

三五郎　伯後守　伯前守

誕生　母八上川

元和元年五月朱印を以て江戸へ

下向すとて諸侯に対面

大猷院

台徳院殿へまみえ申時

台徳院殿より中堂寺の内服部を許

領ぜられ

将軍家へまみえたまふ

寛永五年従五位下に叙し伯後守

に任ぜられ

台徳院殿より則宗の内刀を拝領し

将軍家より兼光の内刀を拝領

同十一年

将軍家内上洛の時京都より同伴

女子

松平對馬守忠之嘉

改奥

民部少輔　光政家臣

●栗

三代清心

寛永十五年正月六日武州江戸城下

ゟ延年毎ハ　天秀院殿本多中務

忠刻而ゟ対の御娘ゟ

同十六年三代清心ニ栗ゟて　天秀院殿

ゟ御ゟ

将軍家へ御ゟ

同十八年六月

御軍家　天秀院殿へ清心の対面仕

て栗國光の御脇指を頂戴

同十九年正月五栗ゟゟ頂戴の

ことき

将軍家ゟ下ゝ被
被成ゟ下て三箱をたまる

同六月

竹千代君　天英院へ渡御の時三箱
同伴すゆき光の御服指をくぶさる

女子

女子　女子

家級上羽蝶

国立公文書館
National Archives of Japan

池田

ちさき三位源頼政が族なり

重利

越前守　くしめあり下間按案使と号し

毋方の氏をたいぐなるためく池田と

号し松平三九郎の射おのしく氏郎方

に属し　下間も又源氏なり

国立公文書館
National Archives of Japan

慶長十九年正月駿府より下り
東照大権現よりまゐらせたるまつる
同九月大坂兵乱のうちを少て揚引
より石清水おりきき五年の古陣の
石くさ見をまつる知行一百石拝
領

重改
内藤肥

元和元年四月
台徳院殿を相場
池田家紋桔梗
下間家紋蝶

国立公文書館
National Archives of Japan

重成

池田

久左衛門　伯耆寺　生山掃部

掃部　生駒郡の内神田村細江村

〳〵二千七百八十餘石を領ス

藏田信長の命により蒲木掃津寺

村重　屬して与力となり村重敗

亡の後秀吉重成をめし出され領
神田村細江村を給じて法五位下に
叙し給後寺に住せ給
東照大権現に法こそまつる
寛永五年奥州中陣より伊達の如き
上方の騒動しかり
大権現小山より上方へ御進発の時も
しかり中途の陣の後御かゝりて五
千百余石の地を給ふ

同八年病死

重信

孫右衛門　伯父寺　生母同前
父重成と同しく秀吉につかふ
寛永五年奥州中陣の時重成と同
しく伺候す
同八年
大権現の命により父の遺跡をつぎ後

五位下に叙し、後段寺より召せしが、後分府中にひとりの神子ありて金銀をあつめ、たぶらかして金銀をあつめ、宗信ら家人、実弥八郎小太郎ら、光を取ふそのほか金銀をしらねばとらせ、神子より起請をとりて、我ら所の金銀ハ、くく弥八郎殿をとりて神子がもとにいこまとりとふふたり者共

事を宗信も聞きのがしをとりつ
ふるとき
大指現内裏所をたてられ江戸越ら
しめたまふ時宗信代代を後府ら
置御のほこのの浮儀あるゆゑ
宗信いさゝか所のもちきり
所状をさゝげゆゑの罪をまぬ
さいとも巫所ゆゑしらる罪よりわ
内乱をうる所代を没収せる

その内
大坂城を攻られひまとして重信が
回復の古来なるひとり家財等を法て
篭士の内法命寺に篭居を
大坂表度の出陣にお供せふらりて
玄馬玄蕃以也氏子に属してその
地にお出し大坂城陣に付
大坂現志ぐ出不例の出亂多有る
つゝ出前へめしおくれを

寛永六年五月十九日病死　法名道休

重長

久左衛門　七郎兵衛別
文と共に流浪して玄馬也氏に
つき志ぐ氏重長が事を酒井
雅楽以忠世なして大御所天海を
以て言上志ぐれども免を

寛永十一年より
将軍家へ御注進
同十二年市小姓組
同十五年御切米
家綱三木成

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan